

消安第498号  
平成26年6月11日

北海道消費生活審議会会長 様

北海道知事 高橋はるみ



北海道消費生活基本計画について（諮問）

北海道消費生活条例第6条の2第4項の規定により、北海道消費生活基本計画について、貴審議会に諮問します。

（諮問の理由）

道では、北海道消費生活条例第6条の2第1項の規定により、平成22年度を初年度とした北海道消費生活基本計画を定め、消費者の「権利尊重」と「自立の支援」という条例の基本理念に基づき、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に進めています。

国においては、消費者教育の総合的・一体的な推進を図る「消費者教育の推進に関する法律」や食品表示を一元化するための「食品表示法」が制定され、また、訪問購入を規制するため「特定商取引に関する法律」が改正されました。

このような関係法令の制定・改正や、消費者被害の多様化・深刻化、昨今の食品表示問題など消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、健全で豊かな消費生活の実現に向けた次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。